

日本消化器内視鏡学会認定 消化器内視鏡技師制度規則

(平成13年10月17日改定)

第1章 総 則

- 第1条 本制度は消化器内視鏡診療の進歩と普及にともない、日本消化器内視鏡学会（以下本学会）の責任において、医学基礎知識と内視鏡の専門知識と技術をそなえ、かつ積極的に消化器内視鏡業務（第13条）に従事する消化器内視鏡技師を養成し、学識技能の優秀なものを資格認定し、消化器内視鏡診療及び研究の円滑をはかることを目的とする。
- 第2条 消化器内視鏡技師とは、第1条により資格認定され、医師の監督指導のもとに消化器内視鏡業務に従事するものをいう。
- 第3条 本学会は本制度に基づいて、日本消化器内視鏡技師を認定し、登録する。
- 第4条 本学会は本制度の設立、維持と運営のために、消化器内視鏡技師制度審議会（委員長1名を含む、以下審議会）を設け、認定するための諸規則を定める。
- 第5条 審議会は消化器内視鏡技師を審査するため、消化器内視鏡技師資格認定試験委員会（委員長1名を含む、以下試験委員会）を設ける。

第2章 認定項目並びに認定規準

- 第6条 第7条に定める規準により、消化器内視鏡技師（以下内視鏡技師）の資格を、次の種別に分けて認定する。
- 第一種内視鏡技師
第二種内視鏡技師
- 第7条 各種別の認定規準は次の通りである。
- 第一種内視鏡技師とは、看護師、臨床検査技師、放射線技師などの技師制度審議会が定めた日本の国家認定の医療関連者法定免許を有し、別に定める資格認定試験に合格したものをいう。
- 第二種内視鏡技師とは、准看護師の免許を有し、別に定める基礎的医学就験及び資格認定試験に合格したものをいう。平成16年9月受験申請から実施

第3章 受験資格と申請

- 第8条 受験資格は次の3つに大別される。所定の様式に必要事項を記入し、他の書類とともに、本学会理事長に提出する。
- 1 技師制度審議会の定めた国家認定の医療関連者法定免許を有する者（第一種免許対象者）
願書
本学会会員が従事する内視鏡室（試験委員が認めた施設を含む）で2年以上の実務経験の証明書
試験委員会が別に定める内視鏡に関する所定の講義を受講した証明書
本学会主催消化器内視鏡技師研究会およびその各地方会に2回以上出席したことの紅明書（写）
本学会会員の受験申請の推薦書
本学会会員が従事する内視鏡室における一般消化器内視鏡介助の年間実績証明書
法定免許書（写）
学会支部長の承認する内視鏡機器取扱い講習会およびセミナーの受講証明書（写）
 - 2 准看護師の免許を有する者（第二種免許対象者） 平成16年9月受験申請から実施
～ は前項と同様
適切な施設において、別に定める基礎的医学講座および実習をうけた証明書
診断書

第4章 資格認定方法

第9条 試験委員会は別に定める資格認定委員会実施要領を本学会誌に掲載し、毎年1回実施する。

第10条 試験委員会は申請書類を審査し、条件を満たした者に対し、基礎的医学試験（第二種資格対象者のみ）、学術試験及び口頭試験を行う。

第11条 資格認定試験に合格したものは、第一種あるいは第二種内視鏡技師として登録し、本学会理事長は認定書を交付する。

第5章 消化器内視鏡技師の業務並びに義務

節12条 内視鏡技師は指導医、認定医と常に密接なつながりを持ち、指導と助言をえて、自己の技術向上につとめ、所定業務を遂行できるように心掛けなくてはならない。

第13条 消化器内視鏡技師の業務

主たる業務内容は、厚生労働省・都道府県知事免許で認められた医療行為の範囲内で内視鏡及び関連器械の管理、補助、整備、修理あるいは患者の看護と検査医の介助並びに事務業務、検査予約、オリエンテーション、資料の管理保存及び関連業務などである。

第14条 消化器内視鏡技師の除外業務

医師法が定める診療行為を行わないこと。

第二種内視鏡技師は各種の医療関連者の関連法が独占する業務を行ってはならない。

業務上知り得た秘密をもらしてはならない。

第15条 消化器内視鏡技師のその他の業務

日本消化内視鏡学会技師会員として入会しなくてはならない。

本学会が主催する内視鏡技師研究会や関連研究会などに出席または研究発表を行い、内視鏡技術を習得し、絶えず医学の進歩に寄与するよう勉学し、研究することが望ましい。

審議会の定める資格更新申請書により、必要条件を満たし5年毎に資格更新の手続きをしなければならない。

第6章 消化器内視鏡技師の資格喪失

策16条 消化器内視鏡技師は次の理由により審議会の議を経て、その資格を喪失する。

技師会員費を2年以上滞納したとき。

死亡したとき。

正当な理由を付して内視鏡技師を辞退したとき。

眼の見えない者、耳のきこえない者、話すことができない者、精神病患者、著しい身体障害者、または覚醒剤・麻薬・大麻若しくはあへんの中毒者などの該当するとき。

反社会的行為、刑法にふれる行為、起訴された場合や本制度の主旨または規則に反する行為などがあったとき。

第7章 本制度の運営

第17条 本制度は審議会によって運営される。審議会委員は幹事、委員、協力委員によって構成される。委員長は本学会より指名される。

第18条 審議会は日本全国を10のブロックに区分し、各地区別に適切な試験委員を委嘱する。試験委員長は本学会より指名される。審議会と試験委員会は密接な連携を保ちながら本制度を運営する。

第19条 この規則は本学会の理事会、評議委員会及び総会で認可されるとともに施行される。

第20条 この規則施行についての補則及び制度の改定は、事議会または試験委員会の議決を経て制定され、評議員会、理事会及び総会時報告する。